## 各種支援制度の概要

制度名	概要	対象	実施条件等
1 先進技術型研究 開発助成金制度			
①先進技術型研究 開発助成金(テ レコム・インキ ュベーション)	情報通信分野における先進 的な研究開発を行うベンチ ャー企業等に対し、その研究 開発費の一部を助成する。	民間のベン チャー企業 等	助成対象経費の2分の1相 当額あるいは3千万円のい ずれか低い額を助成。
②国際共同研究助 成金	国際共同研究による先進的な情報通信技術の研究開発 に対し、その研究開発費を助成する。	国際共同研究を実施する大学、民間企業等	助成対象経費の 2 分の 1 相当額あるいは 1 千万円 のいずれか低い額を助 成。
③高齢者・障害者 向け通信・放送 サービス充実研 究開発助成金	高齢者・障害者の利便の増進 に資する通信・放送サービス の研究開発を行うための通 信・放送技術の研究開発を行 う民間企業等に対し、その研 究開発費の一部を助成する。	民間企業等	助成対象経費の2分の1相 当額あるいは3千万円のい ずれか低い額を助成。
2 身体障害者向け 通信・放送役務 提供・開発推進 助成金(情報バ リアフリー事業 助成)	身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある人がこれを円滑に利用できるよう、通信・放送役務の提供又は開発を行う民間企業等に対して、必要な資金の一部を助成する制度	民間企業等 ・対が ままる ・対が さまるです。 ・は必要です。	助成対象経費の2分の1を 限度額
3 債務保証制度 注) 他の事業に 対する債務保証 制度もあります	通信・放送分野の開拓などを 進める事業(通信・放送新規 事業)に対し、情報通信研究 機構の債務保証により、当該 事業に必要な資金の融通を 支援する制度	民*信事滑づ臣信事をる間特が業化きかが業のける 実法総ら 送のける 実別を がまった のける のかました 通発円基大通規定い	債務保証は、原則として1 事業当たり1回、保証限度 額は12億円
4 利子補給制度	大都市以外の地域において 電気通信の高度化に資する 事業に対し、当該事業に必要 な資金に係る金利負担の軽 減を通じて支援する制度	地域通信・放 送開発事業 を行う電気 通信・放送事 業者	貸付残高の 0.5%以内(貸付利子の一部を支援するもの。)